

## 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、近年、木材自給率は上昇傾向にある。さらには木質バイオマスのエネルギー利用や、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発などにより国産材需要は今後大きく拡大することが見込まれている。本県においても、製材・プレカット工場、合板工場の生産規模の拡大、木質バイオマス発電施設の建設などにより、県産材需要の大幅な増加が期待される場所である。

また、地球温暖化の進行や局地的な豪雨の頻発を背景に、二酸化炭素の吸収・固定や国土の保全などの公益的機能を有する森林の働きに対しても、国民の関心と期待がますます高まっている場所である。

こうした近年の森林資源の充実、新たな木材需要の創出などの明るい兆しを的確に捉え、森林整備を着実に推進して公益的機能の持続的発揮を進めていく必要があるが、森林・林業・木材産業の基盤は長期にわたる林業低迷により未だ脆弱であり、森林・林業の担い手である山村は危機的な状況が引き続いている。

林業の成長産業化を図り山村を活性化していくためには、「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「森林・林業基本計画」等に基づき、山村地域においては、森林境界の明確化と所有者の施業意欲の喚起、森林施業の集約化、路網の整備、担い手の育成・確保等を積極的に進めるとともに、都市部においても、公共建築物をはじめとする大規模建築物に木材利用を積極的に進めるなど、国民全体で森林・林業を支えその再生を図ることが急務である。

また、東日本大震災は、地震、津波及びこれらに伴う原子力発電施設の事故という我が国にとって未曾有の大災害で、多くの方々の尊い命や多数の集落・住宅が失われるなど甚大な被害をもたらしたところであり、その経験を踏まえた復旧、復興並びに国土強靱化が急務である。

加えて、TPP交渉の今後の状況次第によっては、我が国の林業・木材産業の発展にも重大な影響が生じることが考えられる。

よって、国におかれては、こうした現状を踏まえ、下記の施策を実現されるよう強く要望する。

### 記

- 1 地球温暖化防止対策の推進に不可欠な森林吸収源対策について、森林吸収量の算入上限値3.5%の確保のための森林整備や木材利用の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を追加することや森林整備等に要する費用を国民全体で負担する税制措置の創設など、安定的な財源の確保
- 2 森林の多面的機能の持続的発揮に向けた各種制度や財政支援措置の拡充、平成27年3月に期限を迎える山村振興法の延長及び内容の拡充などの山村振興対策の強化、地域住民やNPO等による森林管理活動への支援
- 3 本県の豊富な森林資源の循環利用を通じて林業の成長産業化を実現するため、森林の整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な対策を地域が主体となって計画的に取り組むことのできる森林整備加速化・林業再生基金事業の延長・拡充
- 4 効率的な森林経営の実施に向けた、森林境界の明確化及び森林所有者の経営意欲喚起、森林施業の集約化、路網整備の推進への支援策を講じるとともに、コンテナ苗の導入促進や架線集材における技術開発など、森林経営のトータルコストの低減に向けた各種助成策の拡充・強化
- 5 現場の実態に即した間伐等の森林整備の推進や、林業事業者の長期かつ安定的な経営に向け、森林総合監理士（フォレストラー）、施業プランナー、現場技能者等の担い手の育成・確保対策の強化

- 6 水源林整備を計画的に推進するための実行体制の整備、施業放棄地・造林未済地等の解消や新規発生防止に向けた公的関与による森林整備の取り組みの強化
  - 7 森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林保険について、国から移管される独立行政法人森林総合研究所において主体的かつ安定的・効率的に運営ができるよう、必要な人材の確保や業務委託等の実施体制を整備するとともに、移管に際して、保険契約が円滑に承継され被保険者の利便性の低下を招くことのないよう配慮するとともに、加入率の向上に向けた取り組みの強化
  - 8 環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への木材利用のさらなる推進、公共建築物等木材利用促進法の推進、木材の需給安定対策、CLT（直交集成板）等の新技術の開発・普及やバイオマス利用の推進による木材の需要拡大、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備における認証木材などの利用促進
  - 9 東日本大震災からの復旧・復興のために必要となる木材について、全国的な木材の安定供給に必要な対策の強化
  - 10 林業と同様に山村地域の貴重な収入源である特用林産物について、需要の喚起及び安定生産体制の整備への支援
  - 11 地域の安全・安心の確保のための治山対策を含めた災害に強い森林づくり、津波対策も踏まえた全国的な海岸防災林の整備促進及び治山・林道施設の長寿命化による「緑の国土強靱化」の推進
  - 12 山村住民の生活が脅かされるまで深刻化している鳥獣被害について、シカの個体数調整の強力な推進など対策の強化  
また、少花粉スギ苗木の植栽の推進による花粉の少ない森林への転換など花粉症対策の推進。
  - 13 国有林の一元的な管理運営を通じた公益的機能発揮のための事業の実施、森林・林業再生に向けた民有林への指導・貢献、木材の安定供給及び大規模災害時における支援等の取組の推進。
  - 14 森林整備法人（熊本県林業公社）の円滑な森林整備推進のための地方財政及び金融措置を含む支援策の強化
  - 15 世界の森林の減少・劣化が問題となる中、森林の適正かつ持続的な経営・利用が図られるよう違法伐採対策の強化を図るとともに、TPPについては温暖化対策や森林整備に不可欠な合板、製材の関税に対する最大限の配慮
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月6日

熊本県議会 議長 前川 収

衆議院議長	伊吹文明様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
農林水産大臣	西川公也様
経済産業大臣	小渕優子様
環境大臣	望月義夫様